

○図書館法

(昭和二十五年四月三十日)

(法律第百十八号)

令和元年六月七日同第二六号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。))を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。))で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。))である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条

において「特定図書館」という。)にあつては、当該特定地方公共団体の長が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

- 2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 (省 略)

○著作権法

(昭和四十五年五月六日)
(法律第四十八号)

第二章 著作者の権利

第一節 著作物

(権利の目的とならない著作物)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

- 一 憲法その他の法令
- 二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
- 三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
- 四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

第三節 権利の内容

第五款 著作権の制限

(図書館等における複製等)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第三項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。)の複製物を一人につき一部提供する場合
 - 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
 - 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料(以下この条において「絶版等資料」という。)の複製物を提供する場合
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信(送信可能化を含む。同項において同じ。)に用いるため、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。
- 3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

○那覇市立図書館条例

昭和50年7月11日条例第35号

最終改正 平成24年3月27日条例第13号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、那覇市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館は、本館及び分館で構成し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
本館	那覇市立中央図書館	那覇市寄宮1丁目2番15号
分館	那覇市立小禄南図書館	那覇市高良2丁目7番1号
	那覇市立首里図書館	那覇市首里当蔵町2丁目8番地2
	那覇市立若狭図書館	那覇市若狭2丁目12番1号
	那覇市立石嶺図書館	那覇市首里石嶺町2丁目70番地9
	那覇市立繁多川図書館	那覇市繁多川4丁目1番38号
	那覇市立牧志駅前ほしぞら図書館	那覇市安里2丁目1番1号

(利用の制限)

第3条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒み、図書館から退去を命じ、又は図書館の施設若しくは図書館資料の利用を禁止することができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 図書館の施設若しくは設備又は図書館資料を破損し、汚損し、又は滅失させるおそれがある者
- (3) 図書館の管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償)

第4条 利用者は、図書館の施設若しくは設備又は図書館資料を破損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(図書館協議会)

第5条 図書館に、法第16条の規定に基づき、那覇市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員12人以内で組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会の委員は、再任されることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

1 この条例の施行期日は、別に規則で定める。

(昭和50年規則第29号で、昭和50年8月1日から施行)

2 市立那覇文化センター条例(昭和47年那覇市条例第96号)は、廃止する。

付 則(以下省略)

○那覇市立図書館条例施行規則

平成17年3月11日

教育委員会規則第6号

最終改正 平成28年12月27日教委規則第9号

那覇市立図書館条例施行規則(昭和50年那覇市教育委員会規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市立図書館条例(昭和50年那覇市条例第35号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 那覇市立図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚資料その他の資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理及び保存
- (2) 個人貸出、団体貸出及び館内閲覧
- (3) 読書案内、読書相談及びレファレンス
- (4) 読書会、研究会、講習会、映写会、資料展示会等の開催及び奨励
- (5) 読書団体との連携、協力及び団体活動の促進
- (6) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供
- (7) 図書館資料の図書館間相互貸借
- (8) 視聴覚教材(上映権付きの視聴覚資料をいう。)及び機器の社会教育関係団体等への貸出し
- (9) 学校、博物館、公民館、研究所等との連絡及び協力
- (10) その他図書館の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、中央図書館長(以下「館長」という。)が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(遵守事項)

第5条 図書館の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけないこと。
- (2) 飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 図書館資料及び機器、設備等を大切に扱うこと。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (5) 許可を受けずに物品の展示又は販売をしないこと。
- (6) その他館長の指示すること。

(個人貸出)

第6条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、市内に居住又は通勤若しくは通学をする者とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出しの手続)

第7条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、所定の事項を記載した個人貸出登録申込書を館長に提出し、那覇市立図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)の交付を受けなければならない。この場合において、館長は、前条に定める条件を証明する書類等の提示を求めることができる。

- 2 個人貸出登録申込書又は利用者カードの記載事項に変更が生じたとき又は利用者カードを紛失したときは、速やかにこれを届け出なければならない。
- 3 利用者カードが登録者本人以外によって使用され損害が生じた場合、その責は登録者本人に帰するも

のとする。

- 4 利用者カードの有効期間は、個人貸出登録又は更新手続きを行った日から1年とする。

(貸出点数及び貸出期間)

第8条 図書館資料の貸出しは、貸出期間内に利用できる点数とし、貸出期間は、14日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、その点数及び期間を別に指定することができる。

(図書館資料の返却等)

第9条 図書館資料を貸出期間内に返却しなかった者に対し、館長は、状況により一定期間図書館資料の利用を制限することができる。

- 2 図書館資料を貸出期間後引続き利用しようとする者は、館長の承認を受けなければならない。ただし、継続利用は返却期日から14日を限度とする。

(団体貸出)

第10条 団体で図書館資料の貸出しを受けられるものは、市内の事業所、機関又は団体等とする。

- 2 団体で図書館資料の貸出しを受けようとするものは、所定の事項を記載した団体貸出登録申込書を館長に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。この場合において、館長は、前項に定める条件及び責任者の住所等を証明する書類等の提示を求めることができる。
- 3 同時に貸出しを受けることができる図書館資料(館長が特に指定する物を除く。)は100点以内とし、貸出期間は1月以内とする。
- 4 団体貸出による利用の場合に、第7条第2項から第4項まで及び第9条第1項の規定を準用する。この場合において、「個人貸出登録申込書」とあるのは「団体貸出登録申込書」と、「登録者本人」とあるのは「登録団体責任者」と読み替えるものとする。

(貸出資料の範囲)

第11条 貴重図書その他館長が特に指定した図書館資料は、貸出しを行わない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(資料の複写)

第12条 図書館資料は、著作権法(昭和45年法律第48号)に定められた範囲内で、複写をすることができる。

- 2 前項の規定により複写をしようとする者は、所定の事項を記載した複写申込書を館長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる資料は複写することができない。
- (1) 他の図書館から借り受けた資料
- (2) 複写により、損傷するおそれのある図書館資料
- (3) その他館長が指定する図書館資料
- 4 複写に要する経費は、複写しようとする者の負担とする。
- 5 複写により著作権法上の問題が生じた場合は、当該複写の申込をした者がその責めを負うものとする。

(資料の受贈)

第13条 図書館は、資料の寄贈を受け、他の図書館資料と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。

(資料の受託)

第14条 図書館は、資料の寄託を受けることができる。

- 2 受託資料は、図書館資料と同様の取扱いをする。
- 3 図書館は、受託資料の亡失、破損についてその責めを負わない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、従前の規則の規定に基づいてなされた図書館資料の貸出し等については、この規則の規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成18年12月12日教委規則第12号)

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

付 則(平成20年3月28日教委規則第14号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則(平成5年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(平成23年4月28日教委規則第5号)

この規則は、那覇市立図書館条例の一部を改正する条例(平成22年那覇市条例第35号)の施行の日から施行する。

付 則(平成28年12月27日教委規則第9号)

この規則は、平成28年12月29日から施行する。

別表第1(第3条関係)

館	開館時間
中央図書館	火曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後7時まで 土曜日及び日曜日 午前9時30分から午後6時まで
小禄南図書館 若狭図書館 石嶺図書館	火曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後7時まで 土曜日 午前9時30分から午後6時まで 日曜日 午前9時30分から午後5時まで
繁多川図書館	月曜日から木曜日まで 午前9時30分から午後7時まで 土曜日及び日曜日 午前9時30分から午後6時まで
首里図書館 牧志駅前ほしぞら図書館	月曜日から木曜日まで 午前9時30分から午後7時まで 土曜日 午前9時30分から午後6時まで 日曜日 午前9時30分から午後5時まで

別表第2(第4条関係)

館	定期休館日	定期休館日以外の休館日
中央図書館 小禄南図書館 若狭図書館 石嶺図書館	月曜日(その日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下この表において「法」という。)に規定する文化の日に当たるときを除く。)	1 法に定める休日(文化の日を除く。) 2 法に定める休日及び文化の日が、定期休館日に当たるときは、その日の前後7日以内で館長が指定する日を休館日とする。 3 慰霊の日 6月23日 4 年末及び年始休館(12月28日から12月31日まで、及び1月2日から1月4日まで)
首里図書館 繁多川図書館 牧志駅前ほしぞら図書館	金曜日(その日が、文化の日に当たるときを除く。)	5 館内整理日(第3水曜日) 6 特別整理期間(年間15日以内で館長が指定する期間)

○那覇市立図書館協議会規則

昭和50年8月1日

教育委員会規則第5号

改正 平成15年3月31日教委規則第2号

平成20年3月28日教委規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市立図書館条例(昭和50年那覇市条例第35号)第6条の規定に基づき、那覇市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は、館長の諮問に応じて、那覇市立図書館の運営に関する必要な事項を審議し、答申する。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

(会議)

第5条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、那覇市立中央図書館において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月28日教委規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市立図書館資料収集方針

令和5年12月5日 中央図書館長決裁

那覇市立図書館資料収集方針（平成2年10月26日決裁）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この方針は、那覇市立図書館（以下「図書館」という。）の資料収集の方針を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 図書館は市民の知る自由を保障し、市民文化の創造・発展に貢献するために市民生活に役立つ資料と情報を提供する役割を負う。収集する資料の決定は、適正な蔵書構成になるよう次に掲げる事項に留意しながら、複数の図書館職員で確認した上で、中央図書館にあっては中央図書館長、分館にあっては分館長が行う。

（1）資料収集の自由を守る。

図書館は、「図書館の自由に関する宣言」（1954年採択、1979年改訂、日本図書館協会）にもうたわれているように、全ての市民の知る自由を保障するための社会教育機関である。資料選択にあたっては、図書館（員）が、資料自体の価値及び市民の要望に基づき、責任をもって主体的に判断する。またいかなる圧力によっても資料選択の自由が侵されてはならない。

（2）資料収集の中立性・公平性をめざす。

特定の思想、信条、宗教等に偏ったり、あるいはこれを排除したりせず、公平な資料収集を行う。また、社会の様々な情報を考慮し、社会全体としての中立性・公平性をめざす。

なお、収集した資料がどのような主張を持っていようとも、図書館又は職員がそれを支持することを意味するものではない。

（3）市民の要望・期待に即した資料の収集をめざす。

図書館の任務は、「基本的人権のひとつとして知る自由を持つ市民に資料を提供する」が第一であることから、市民の要望の充足を図り、潜在しているニーズの把握に努め、多様な要望に応えられる蔵書構成をめざして収集を行う。

（4）蔵書構成の最適化及び適切な蔵書更新を行う。

価値観の多様化に伴い市民の要望する資料は年々幅広くなっている。このような中で市民の資料要望に応えていくためにも、中央図書館・分館で分担を行い、効率のよい蔵書構成を確立する。さらに収集対象外基準を設置し、全ジャンルを適切に収集する。なお、複本については、原則として一般図書及び児童図書は3冊まで、郷土図書は4冊までとする。

また、継続的に資料の収集をしていくと、本が増え書架が一杯になり新刊書が入らなくなる。新刊書が古い本に埋もれて魅力を失い、探しにくくなる等、様々な問題が生じてくる。図書館の各担当者は、自館の書架を日常的に整理して状況を把握したうえで、新鮮で魅力ある書架になるよう全体のバランスに配慮した蔵書構成を考え、書架の並べ替え等を随時行う。

中央図書館・分館はそれぞれの機能・役割・分担に応じ、資料を適切に除架・除籍し、毎年ある程度の蔵書更新を行う。その際に、購入年度あるいは出版年によって機械的に除架・除籍することは避ける。

2 中央図書館・分館の蔵書構成

(1) 中央図書館の蔵書

すべての市民の調査研究並びに教養・娯楽に必要な資料や実用的価値の高い情報を提供する。このために必要なあらゆる分野の入門書からある程度専門的な資料まで広範囲に収集するとともに、市立図書館の中核として分館を補完する資料を収集する。とくに郷土資料については一定程度の蔵書数を保ち、市民の調査研究に役立つ蔵書構成とする。

(2) 分館の蔵書

地域の特徴や特定の利用者層をターゲットとした分野に重点を置いた収集を行う。主に教養・娯楽に必要な、生活実用、趣味、小説等の分野、さらに地域のことを調べるための地域資料を中心に収集する。また近隣の子どもたちが気軽に立ち寄れる地域の図書館として、子どもの本、乳幼児の絵本、中高生向けの資料は重視する。

3 収集対象外基準

(1) 次にあげる資料を収集対象外とする。

ア 書き込み、切り取り、組み立て等を目的として作られた資料や、著しく耐久性に欠ける紙質・印刷及び製本の状態から、長期の使用・保存に耐えられない形態の資料

イ 各種試験問題集

ウ 営利目的及び宣伝色が強い資料(ゲーム等攻略本、ギャンブル攻略本、芸能人写真集等)

エ 暴力や犯罪を容認したり残虐性を助長する資料、人権への配慮に欠ける資料及び性的表現が過激な資料

(2) 上記(1)であげた収集対象外の資料でも館長が特に必要と認める場合には収集する。

(収集資料の種類)

第3条 収集する資料の種類は次のとおりとする。

(1) 図書資料(一般図書、郷土図書、行政資料、参考図書、児童図書、YA向け図書、マンガ)

(2) 逐次刊行物(新聞、雑誌、その他)

(3) 視聴覚資料(CD、DVDなど)

(4) 障がい者サービス資料(デイジー図書、点字付図書、録音図書、さわる絵本、その他)

(5) 電子書籍

2 技術の進歩などによる新しい形態の資料については、その普及度・利便性・継続性を考慮した上で、収集対象に加えるものとする。

(資料別収集方針)

第4条 収集する資料の範囲は、国内で刊行される資料を中心とし、各分野にわたるものとする。

資料の種類別収集方針は、次のとおりとする。

1 図書資料

(1) 一般図書

ア 0類(総記、情報科学、図書館、図書、百科事典、逐次刊行物、ジャーナリズム)

(ア) 情報科学は、進展が著しい分野なので、最新の資料を収集する。

(イ) 図書館に関する資料は、専門性が高い資料まで収集する。

(ウ) 著作権に関する資料については、法の改正に注意して収集する。

(イ) 百科事典は、多種類そろえる。新しい版が出たら可能な限り収集する。

(オ) ジャーナリズムに関する資料は、幅広く収集する。

イ 1類(哲学、心理学、倫理学、宗教)

(ア) 特定の思想、学派、宗教、宗派に偏ることなく、公平な立場で収集する。

(イ) 心霊研究、易占に関する資料は、厳選して収集する。

(ウ) 人生訓、教訓については、特定の著者に偏らないように注意して収集する。

ウ 2類(歴史、伝記、地理)

(ア) 歴史は、特定史観に偏らないように、多様な観点の資料を収集する。

(イ) 伝記は、被伝者に対する多様な評価に留意し、客観的なデータに基づいた信頼性が高いものを収集する。

(ウ) 地理と旅行案内は、正確で信頼性が高い最新の資料を収集する。

エ 3類(社会科学、政治、法律、経済、統計、教育、風俗習慣、国防)

(ア) 社会情勢等を踏まえ、各分野の多様な観点の資料を幅広く収集する。

(イ) 法律に関する資料は、法の改廃等に注意して収集する。

(ウ) ビジネス書と実用書は、最新のものを厳選して収集する。

(エ) 教育に関する資料は、基本的文献と市民の関心が高い最新のものを収集する。

オ 4類(自然科学、数学、理学、医学)

(ア) 進展が著しい分野なので、最新の資料を収集する。

(イ) 大学の一般教養程度の難易度のものを中心に収集する。

(ウ) 医学と薬学に関する資料は、内容の信頼性に留意し、一般向けのものを収集する。

カ 5類(技術、工学、工業、家政学)

(ア) 進展が著しい分野なので、最新の資料を収集する。

(イ) 大学の一般教養程度の難易度のものを中心に収集する。

(ウ) 実用書は、趣味や実用に役立つ市民の関心が高いものを広く収集する。

キ 6類(産業、農林水産業、商業、運輸、通信)

(ア) 実用書は、実用性の高いものを幅広く収集する。

(イ) 運輸、交通、通信については、最新のものを収集する。

ク 7類(芸術、美術、音楽、演劇、スポーツ、諸芸、娯楽)

(ア) 教養、趣味、娯楽に役立つ資料を幅広く収集する。

(イ) 大人も楽しめる絵本や紙芝居も収集する。

(ウ) 写真集は、評価の高い基本的な資料を収集する。

(エ) 芸能人、スポーツ選手に関する資料は、厳選して収集する。

ケ 8類(言語)

(ア) 教養、学習、実用に役立つ資料を幅広く収集する。

(イ) 外国語に関する資料は、需要の多い言語を中心に収集する。

(ウ) 辞典は、基本的なものはもれなく収集する。

コ 9類(文学)

(ア) 日本文学は、各時代の作品や研究書等を幅広く収集する。

(イ) 現代小説とエッセイは、利用者の関心、話題性を考慮して幅広く収集する。

(ウ) 外国文学は、利用者の関心、話題性、文学史的視点も考慮して収集する。

(2) 郷土図書・行政資料

郷土図書とは、「特定の地域で刊行あるいは生産され、また、その地域に関して記述されている資料」のことをいう。那覇市立図書館における「特定地域」については、現在的那覇市あるいはかつて琉球国の王城の所在地であった首里、古くからの交易都市那覇、織物と漁業の村であった小禄、純農村であった真和志、という個性的な村落の集合体であるという歴史的経緯、行政的経緯をふまえて、地域資料の地理的範囲を那覇市(旧那覇、旧首里、旧真和志、旧小禄)、沖縄県全域とする。

ア 那覇市関係資料

(ア) 那覇市の歴史、地理、地誌、自然等を扱ったもの(研究、記録、統計、目録、索引、写真等)、那覇の人、那覇の事柄を取り扱ったもの、那覇に伝来する事柄を扱ったもの(説話、伝説、昔話、ことば、風俗、習慣等)、那覇を主要な舞台とするフィクション、ノンフィクション作品、那覇について記述されている雑誌、パンフレット等、様々なジャンルから幅広く収集する。

(イ) 文化財に関する資料、各図書館、博物館、等の発行した郷土資料目録等は網羅的に収集する。複本も可能な範囲で収集する。

(ウ) 地域に関する民間出版物は、存在自体がつかみにくい場合が多いが、新聞の地方版などに目を配って、収集するよう努める。

イ 行政資料

那覇市の発行した資料。沖縄県内市町村要覧、総合計画、地図、都市計画、統計書等の主要なものを収集する。

ウ 沖縄県資料

沖縄県に関する資料は市民の利用が多いので、積極的に収集する。

エ 児童郷土

子ども向けの資料や郷土関係の調べ学習などに必要な資料を収集する。

(3) 参考図書

参考図書は、「記事の配列及び扱い方が通読されているようになっているのではなく、特定の情報記事が調べやすいようになっている図書」である。

市民の調査研究に役立つ資料を幅広く収集する。収集にあたっては、内容の信頼性(編著者出版社等)、構成・特色、形態(耐久性、活字の大きさ等)について充分検討する。

参考図書は原則として館内での閲覧のみだが、必要なものについては複本を用意して貸出を行う。

ア 辞典・事典

多少の内容的重複はいとわず、より多くの資料を収集する。

イ 統計資料、年鑑、白書

必要に応じて、中央図書館が収集する。複本は原則として用意しない。

ウ 地図

一般地図帳は、正確で信頼性の高い最新のものを収集する。市街図、観光地図、道路地図は、地域(沖縄県)のものを中心に収集する。

エ 図鑑

極端に特殊なものは避け、収録範囲の広いものを幅広く収集する。

(4) 児童図書

児童図書は、0歳から概ね小学生までを対象とした資料である。子どもが読書の楽しみを発見し、情操を豊かにし、知識を深めるのに役立つように各分野を幅広く収集する。子どもの利用に耐えるような、装丁・造本がしっかりしたものをできるだけ収集する。また、学校図書館支援に役立つ資料の収集にも努める。

ア 絵本

絵本は、子どもの読書の第一歩であることに十分に留意し、わかりやすく適切な言葉で表現されており、子どもの知的・情緒的経験を広げ、想像力を豊かに養うものを中心に幅広く収集する。

(ア) 赤ちゃん絵本(乳幼児向け絵本)

日常生活、身近な人、食べもの、動物、遊び、音、わらべうたなど乳幼児にもわかりやすいテーマで、出会いや発見、知る喜びや繰り返しの面白さなどがあるものを収集する。

(イ) 知識絵本

子どもの知的好奇心を満たし、物事への興味や関心を深めるものを収集する。

(ウ) 創作絵本

子どもの成長や発展を促す前向きなものや自分の経験を再現して楽しめるもの、空想力を刺激し、物語に参加できるものを収集する。

イ 紙芝居

集団への読み聞かせに向く特性を活かし、画面の引き抜き効果等を考慮しながら、演じやすく、絵と文章の調和のとれたものを収集する。子どもの生活に密着した題材を扱ったものや、子どもの想像の世界を広げられるもの、生活・しつけを含む様々なジャンルから幅広く収集する。

ウ ノンフィクション

子どもの知的好奇心を満たし、記述内容の正確さ、数値情報の新しさ、出典の明示などを考慮しつつ、知識・学習・趣味・娯楽に立つ資料を幅広く収集する。

エ 昔話・神話・伝説

宗教学や民俗学の一分野としてではなく子どもの文学として位置づけ、主題、筋運び、人物像が正しくとらえられているものを収集する。各国、各地方の資料を幅広く収集する。

オ 児童文学

日本文学、外国文学ともに、自主的な読書を楽しむ子どもに適した資料を、古典から現代文学まで幅広く収集する。長く読み継がれ、定評のあるものを中心に、現代の子ども要望にあった新しい作品についても積極的に収集する。詩歌、戯曲、物語、ルポルタージュなど、各ジャンルを幅広く収集する。

(5) YA(ヤングアダルト)向け図書

YA向け図書は、中学生、高校生ならびに同世代の勤労青少年(13歳から19歳。以下、YA世代)を対象とした資料である。

教養、趣味、娯楽、実用にわたりYA世代の興味・関心に応え、読書の楽しみを知ることができる資料、学習や課題解決に役立つ資料、将来を考える上で参考となる資料を幅広く収集する。

各分野については、主題、表現方法、装丁、活字の大きさ等が利用者に適していることに留意し、一般図書に準じて収集する。

(6) マンガ

文化のメディアとして、各時代の代表的なもの、評価の高いもの、資料的な価値があるものを中心に幅広い年代に親しまれる資料を収集する。

2 逐次刊行物

(1) 雑誌

雑誌は、継続購入し、保存されることが望ましい。「那覇市立図書館逐次刊行物保存要綱」に基づき、計画的かつ継続的に収集する。

ア 一般雑誌は、利用者の様々な要求や興味に適切なものを収集する。学術雑誌や専門雑誌は、内容の正確さや新しい情報が記録されているかどうかを留意し収集する。

イ 政治的、宗教的、思想的背景を持つ雑誌については、一部のものに片寄ることなく平等に受け入れる。

ウ 同一テーマの雑誌は、各館調整して、多くのタイトルを有効に収集する。

エ 郷土関係の雑誌は、積極的に収集する。

(2) 新聞

ア 本土紙は、数種類収集することによって公平を心がける。

イ 県内紙は、できるだけ収集する。

3 視聴覚資料

紙媒体を補う幅広い資料提供の一環として、視聴覚資料を次の視点において収集する。なお、資料的価値・資料購入予算などを総合的に判断し収集するものとする。

(1) 幅広い年齢層の利用を視野に入れ、市民のニーズも考慮しながら、教養・娯楽・学習など多様な利用目的に対応できるよう幅広い分野より収集する。

(2) 読者バリアフリー対応作品（字幕や副音声）等を積極的に収集する。

(3) 郷土に関する視聴覚資料はジャンルを問わず網羅的に収集し、とくに那覇市出身、那覇市に関係のある作品はできるかぎり収集する。

(4) メディアの多様化に対応し、提供・保管において耐久性に優れた媒体の資料を収集する。

(5) 著作権の補償処理に留意して収集する。

4 障がい者サービス資料

視力低下や上肢のケガ・発達障がいなど、さまざまな要因で本を読むことが難しい方でも活用・楽しめる資料の収集に配慮する。

幼児ら一般まで幅広い年齢を対象に、『デージー図書』『LLブック』『大活字本』『触る絵本』『点字付図書』など各々の特性を活かした資料を物語・絵本・知識・教養など、幅広く収集する。

5 電子書籍

電子書籍とは、オンラインで読める電子化された書籍のことである。

(1) 紙媒体の図書の取り扱いに準じ、ニーズや蔵書構成を参考に、体系的に収集を行う。

(2) 収集する紙媒体等を補完し、魅力ある蔵書構成となるよう、電子書籍の以下の特性を生かした資

料についても収集する。

ア 音声読み上げ機能や背景色への対応など、読者バリアフリーに対応している資料。

イ 学習・資格参考書、問題集等。

(3) ハウツー本やベストセラー本、児童書など広く収集する。また、来館が困難な利用者にサービスを提供できるよう、ビジネス書・育児書など、さまざまな分野の資料を収集する。

(その他)

第5条 リクエストを受けた本の取扱いについては、この収集方針に基づき判断する。

2 寄贈資料の受入は、別途定める。

付則

この方針は、令和5年12月5日から施行する。

【資料】図書館の自由に関する宣言

日本図書館協会

1954採択

1979改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である
知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。
知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断的努力によって保持されなければならない。
2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。
外国人も、その権利は保障される。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
(1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
(2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
(3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
(4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
(5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。
図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
 - (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
 - (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料
2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。
 3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。
図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。
 4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何をむかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館すべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。
検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。
したがって、図書館はすべての検閲に反対する。
2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である
(1979.5.30 総会決議)

【資料】沖縄県公共図書館連絡協議会加盟館（那覇市を除く）

名 称	郵便番号	住 所	電話
沖縄県立図書館	〒900-0021	那覇市泉崎 1-20-1	098-894-7086
宜野湾市民図書館	〒901-2214	宜野湾市我如古 3-4-10	098-897-4646
石垣市立図書館	〒907-0013	石垣市浜崎町 1-1	0980-83-3862
浦添市立図書館	〒901-2114	浦添市安波茶 2-2-1	098-876-4946
名護市立中央図書館	〒905-0011	名護市宮里 5-6-1	0980-53-7246
糸満市立中央図書館	〒901-0362	糸満市字真栄里 1448	098-995-3746
沖縄市立図書館	〒904-0004	沖縄市中央 2-28-1	098-929-4919
豊見城市立中央図書館	〒901-0232	豊見城市字伊良波 392	098-856-6006
うるま市立中央図書館	〒904-2221	うるま市字平良川 128	098-974-1112
うるま市立石川図書館	〒904-1107	うるま市石川曙 2-1-55	098-964-5166
うるま市立勝連図書館	〒904-2312	うるま市勝連平安名 3047	098-978-4321
宮古島市立図書館	〒906-0007	宮古島市平良字東仲宗根 807	0980-72-2235
南城市立知念図書館	〒901-1511	南城市知念久手堅 22	098-917-5310
南城市立図書館大里分館	〒901-1206	南城市大里字仲間 928	098-917-5332
南城市立図書館佐敷分館	〒901-1403	南城市佐敷字佐敷 307	098-917-5543
金武町立図書館	〒904-1201	金武町字金武 1827	098-968-5004
嘉手納町立図書館	〒904-0203	嘉手納町字嘉手納 290-9	098-957-2470
北谷町立図書館	〒904-0103	北谷町字桑江 467-1	098-936-3542
西原町立図書館	〒903-0111	西原町字与那城 152-5	098-944-4996
南風原町立図書館	〒901-1113	南風原町字喜屋武 236	098-889-6400
与那原町立図書館	〒901-1303	与那原町字与那原 712	098-946-6959
今帰仁村立図書館	〒905-0411	今帰仁村字天底 91	0980-56-3898
宜野座村文化センター図書館	〒904-1302	宜野座村字宜野座 314-1	098-983-2611
恩納村文化情報センター	〒904-0415	恩納村字仲泊 1656-8	098-982-5432
読谷村立図書館	〒904-0322	読谷村字波平 37	098-958-3113
北中城村あやかりの杜図書館	〒901-2311	北中城村字喜舎場 1214	098-983-8060
中城村護佐丸歴史資料図書館	〒901-2407	中城村字安里 215	098-895-5302
多良間村立図書館	〒906-0601	多良間村字塩川 165	0980-79-2555
もとぶ文化交流センター図書資料室	〒905-0212	本部町字大浜 874-1	0980-47-2105
八重瀬町立東風平中央公民館図書室	〒901-0401	八重瀬町字東風平 1014	098-998-8383
八重瀬町立具志頭歴史民俗資料館図書室	〒901-0512	八重瀬町字具志頭 352	098-998-8708
国頭村中央公民館図書室	〒905-1411	国頭村字辺土名 112	0980-41-5308
東村中央公民館図書室	〒905-1204	東村字平良 550-4	0980-43-2372
伊江村中央公民館図書室	〒905-0501	伊江村字東江上 75	0980-49-2334
久米島町総合防災・地域交流センター 久米島図書館ほんのもり	〒901-3121	久米島町字嘉手刈 530	098-987-7051
大宜味村図書室	〒905-1306	大宜味村字大宜味 1	0980-44-3009
与那国町教育委員会	〒907-1801	与那国町字与那国 129	0980-87-2002
竹富町教育委員会	〒907-0014	石垣市新栄町 6-18	0980-87-6256
伊平屋村教育員会	〒905-0703	伊平屋村字我喜屋 300	0980-46-2003
伊是名村教育委員会	〒905-0794	伊是名村字仲田 1385-1	0980-45-2318
北大東村教育委員会	〒901-3992	北大東村字中野 218	0980-23-4138
座間味村教育員会	〒901-3496	座間味村字座間味 109	0989-87-2153